

○諸塚村村民運動場管理規則

(昭和52年11月7日教委規則第7号)

改正 昭和53年10月31日教委規則第3号 昭和61年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、諸塚村村民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年条例第13号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、諸塚村村民運動場(以下「運動場」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 運動場の使用時間は、別表のとおりとし、次の表に記載した時間は使用を禁止する。但し、諸塚村教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

区分	使用禁止の時間
土曜日	午前7時30分から午後1時まで
平日	午前7時30分から午後5時まで

(使用の許可)

第3条 運動場を使用しようとする者は、運動場使用許可申請書(別紙様式第1号)を使用期日の7日前迄に委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 使用許可の順位は、申請書の受付順位による。ただし、村外からの申請があるときは、村民の申請を優先し、又は委員会において特に必要があると認めるときは、その順位を変更することができる。

(使用の不許可)

第4条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、運動場使用を許可しないことができる。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 村外からの申請で村民の使用に支障があると認められるとき。
- (4) その他連日にわたる独占使用など不適当と認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 委員会は第3条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合に、運動場使用の許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 条例又はこの規則の規定に違反したとき、又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- (3) 運動場の管理上委員会が必要と認める指示に従わないとき。
- (4) 詐偽その他不正な行為により運動場の使用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか委員会が特に必要と認めたとき。

(変更許可の申請等)

第6条 使用者が許可された内容を変更しようとするとき、又は使用を取消そうとするときは、直ちに運動場使用変更許可申請書(別紙様式第2号)を委員会に提出しなければならない。

(使用許可書等の交付)

第7条 委員会は、運動場の使用を許可したときは、運動場使用許可書(別紙様式第

3号)を運動場の使用を許可しなかったとき又は条例第9条の規定により運動場の使用許可を取消したときは、運動場使用不許可(取消し)通知書(別紙様式第4号)を交付するものとする。

(行為の制限)

第8条 運動場内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売及びこれらに類する行為
- (2) テント、その他これらに類する施設の位置
- (3) はり紙、掲示板、懸垂幕、のぼり、アドバルーン等の掲示又は掲揚
- (4) 運動場の目的外使用

(破損又は滅失の届出)

第9条 使用者が運動場の一部を破損し又は滅失したときは、直ちに運動場の一部破損、滅失届出書(別紙様式第5号)を委員会を経由して村長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年10月31日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

運動場使用時間

区分	使用時間
午前	日の出から正午まで
午後	正午から午後5時まで
全日	午前から午後まで
夜間	午後5時から午後9時まで

(様式第1号)(第3条関係)

運動場使用許可申請書

[別紙参照]

(様式第2号)(第6条関係)

運動場使用変更許可申請書

[別紙参照]

(様式第3号)(第7条関係)

運動場使用許可書

[別紙参照]

(様式第4号)(第7条関係)

運動場使用不許可(取消し)通知書

[別紙参照]

(様式第5号) (第9条関係)
運動場の一部破損、滅失届出書
[別紙参照]